

長野県公安委員会 殿

平成27年12月29日
(17時55分提出)

主催者又は代表者

氏名

(集会・行進・)集団示威運動許可申請書

主催者住所・氏名	自宅: 事務所: [REDACTED]												
連絡責任者住所・氏名	主催者と同じ												
実施の日時	<table border="1"> <tr> <td>集会</td> <td>平成年月日</td> <td>時時分分</td> <td>分からで</td> </tr> <tr> <td>集団行進</td> <td>平成年月日</td> <td>時時分分</td> <td>分からで</td> </tr> <tr> <td>集団示威運動</td> <td>平成年月日</td> <td>時時分分</td> <td>分からで</td> </tr> </table>	集会	平成年月日	時時分分	分からで	集団行進	平成年月日	時時分分	分からで	集団示威運動	平成年月日	時時分分	分からで
集会	平成年月日	時時分分	分からで										
集団行進	平成年月日	時時分分	分からで										
集団示威運動	平成年月日	時時分分	分からで										
進路、場所の略図	諏訪大社上社本宮 (住所:長野県諏訪市中洲富山1) 周辺の道路及び河川 [REDACTED] 言葉には別に添の通り												
名 称	蛙狩神事を世界に問うアクション												
目的	動物の愛護及び管理に関する法律第2条第1項および動物の権利の世界宣言各条に違反する神事を止めさせ、生命の尊重による世界平和を訴えること。												
参加予定団体及び代表者住所・氏名	各自、個人としての参加([REDACTED])												
参加予定人員	[REDACTED] 20名												
現場責任者の住所及び使用(道場)場合	主催者・連絡責任者と同じ												

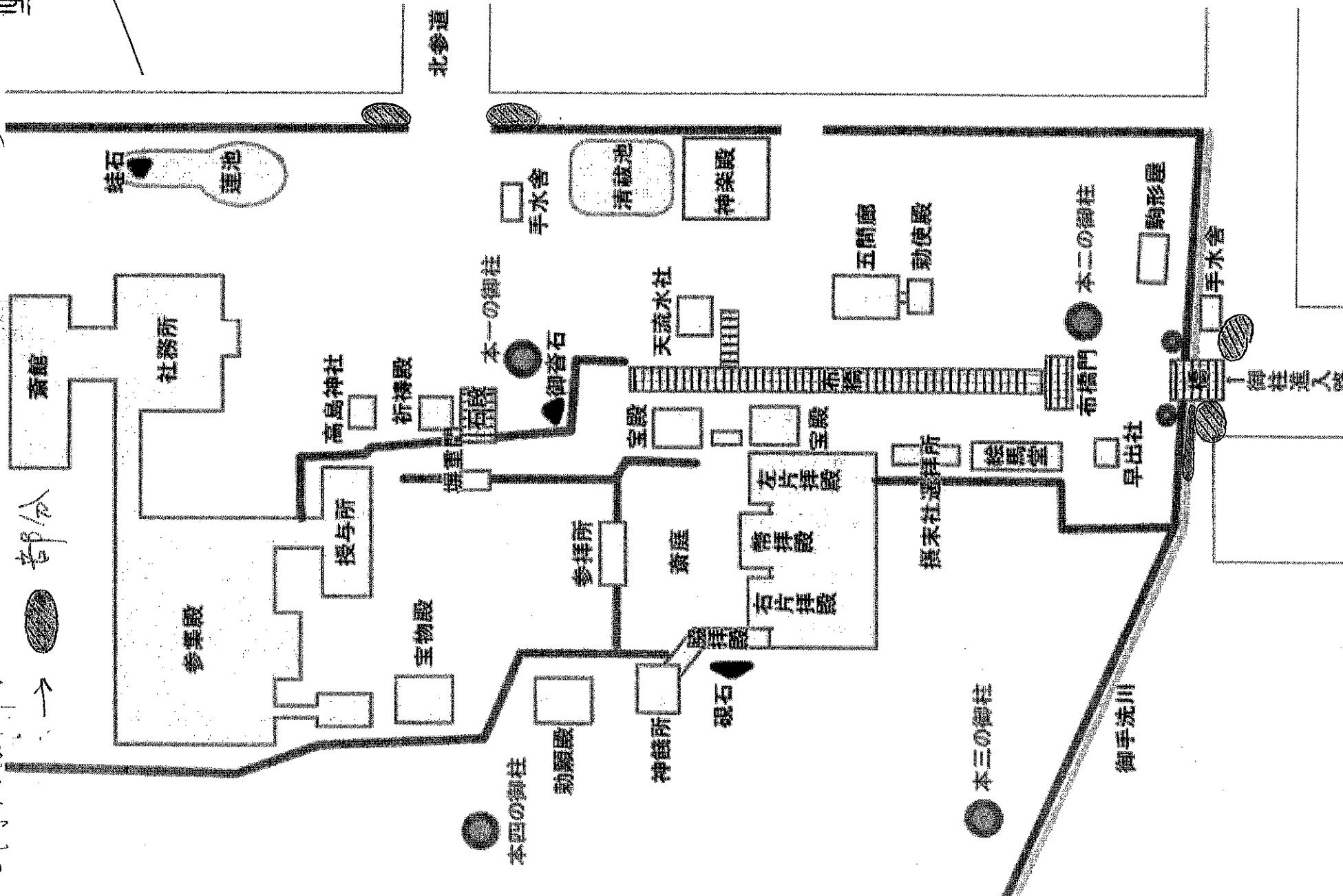
「蛭子神事で世界は見下すアカニヨニ」(H27.12.3)
を行なう場所の略図

→ 部分

(H28.1.1)

3号館
業

1/1 ページ



道交法第77条第1項の規定により（別添条件をつけて）許可する。

平成27年12月29日

諫訪警察署長

長野県公安委員会指令第401号

申請の件については、別紙条件をつけて許可する。

平成27年12月29日

長野県公安委員会



長野県公安委員会

条

件

書

記

- 1 歩行者の進路をふさぎ、引き止め、または車両の通行を妨げるなどの交通の秩序を乱す行為を行なわないこと。
- 2 旗竿、プラカードなどによって、公衆に対し、危険又は著しい迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 3 夜間は、拡声器の使用等により、著しくけん騒にわたる等静穏を害するような行為をしないこと。

注：この処分に不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
また、この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長野県を被告として提起することができます（訴訟において長野県を代表する者は長野県公安委員会となります。）。
ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の異議申立てをした場合には、異議申立てがあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

長野県諏訪市大字中洲1-2

(土地)

全部事項証明書
表題部 (土地の表示) 調製 平成17年11月22日 不動産番号 1007000049058

地図番号	余白	筆界特定	金白
所在	諏訪市大字中洲字宮山		
① 地番	②地目	③ 地 稟	原因及びその日付 [登記の日付]
1番2 余白	用悪水路	5-7-8 余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年11月22日

権利部(甲区)(所有権にに関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者	その他の事項
1	所有権保存	平成9年3月7日 第2218号	所有者 諏訪市 順位1番の登記を移記	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年11月22日
	余白	余白		

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はなし。

(長野地方法務局諏訪支局管轄)
平成27年2月20日
東京法務局北出張所

登記官

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



玉造安雄

玉

造安雄

整理番号 K40462

(2/2)

1/1

冠省

貴市の所有・管理に係る普通河川滝沢川（別名・御手洗川）。以下、「本件河川」といいます。) の一部を、神事や野生生物の保護等をして使用する場合につきまして、以下の各事項に対し、平成27年12月11日までに、文書にてご回答願います。

- ① 許可や届出（以下、「許可等」といいます。）の要否
- ② (①の許可等が必要である場合) 許可等が必要であるとする根拠。根拠法令がある場合は、その法令の名称及び
- ③ 平成27年12月30日から平成28年1月1日までの許可等の有無
- ④ 上記期間における使用を許可されたか、使用を届け出た者（以下、「被許可者等」といいます。）の名称、所在地、連絡先
- ⑤ (③の許可等がなされている場合) 被許可者等が、ロープを張ったり、大勢で取り囲んだりする等の方法により、本件河川を独占的に使用し、第三者による立入りを「禁止」する権限の有無
- ⑥ (⑤の権限が有る場合) 禁止に反して第三者が立ち行つ

た場合、当該第三者を被許可者等が実力により「排除」する権限の有無

⑦ (⑤⑥の権限が有る場合)当該権限を根拠付ける法令の
名称及び条項

項條及び称名

⑧ 慣習により⑤⑥の権限が認められる可能性の有無

⑨ (⑧の可能性が有る場合) 仮に宗教団体に⑤⑥の権限を認めると、政教分離原則に抵触しないとする根拠

けた事実の有無

⑪ (⑩の許可等の事実がある場合) 被許可者等の名称、所

首
卷

平成27年1月19日

卷四

EAX

〒392-8511

長野県諏訪市高島一丁目22番30号

諏訪市長 金子ゆかり 殿



平成27年11月19日

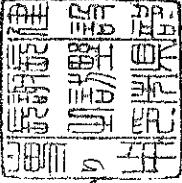
#



平成27年12月1日

[Redacted]

様



諏訪市長 金子 ゆかり

普通河川灌漑川の使用に関する件について（回答）

平成27年11月19日付けで郵送のありました、標記の件につきまして、以下のとおり回答します。

- ①本来の用法を越えた排他的・独占的な使用権を求められる場合には許可を得る必要があります。
- ②諏訪市公共物管理条例第4条第2号
- ③⑩についてはいずれもありません。
- ④個人情報のため、お答えできません。
- ⑤⑥⑦⑨⑪についてはいずれも該当ありません。
- ⑧慣習について当市では判断出来かねます。

問い合わせ先

〒392-8511

長野県諏訪市高島一丁目22番30号

諏訪市役所 建設部 建設課

管理計画係 担当：豊島、古河

電話番号 0266-52-4141 (内線 242)

拝復 時下益々御清祥の御事と存じ上げます。

さて、貴台よりの平成二十七年十二月七日付お手紙受領致しました。

貴台より質問のありました件について、以下の通り回答致します。

1について

国の動物の愛護及び管理に関する法律、及び長野県の動物の愛護及び管理に関する条例はインターネットにより開示されており、蛙はこの法律及び条例の適用外であります。

2について

貴会のお手紙中にあるように、諏訪大社規則に「神社神道に従つて祭祀を行ひ諏訪信仰にもじづき、祭神の神徳をひろめ、本大社を崇敬する者及び神社神道を信奉する者を教化育成し社会の福祉に寄与し、その他本大社の目的を達成するための財産管理その他の業務及び事業を行うことを目的とする。」と定められており、祭祀を執行することが諏訪大社にとって重儀でありますのでご理解下さい。

3について

滝沢川で神事を行う際には、排他的な表示及び法に反する行為は致しません。

4について

当大社蛙狩神事に関するご意見要望等についてはお手紙にてお送り下さいますようお願い致します。

以上、何卒ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

まずは、右略儀ながら返信申し上げます。

平成二十七年十二月二十一日

敬
具

諏訪大社代表役員 北島和孝

茨城県つくば市二の宮二一七一〇 坂本法律事務所内

全国動物ネットワーク

代表 鶴田 真子美 殿

犬猫救済の輪

代表 結子 殿